

高齢者相互支援事業補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 高齢者相互支援事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第2条 要項第3条第1項の申請書の提出部数は、1部とし、その提出期限は、別途指定した期日までとする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書の様式は、別紙様式1によるものとする。

3 要項第3条第2項第2号の規定にかかわらず、規則第3条第2項第2号の添付書類は、収入支出予算（見込）書抄本とする。

4 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、高齢者相互支援事業補助金所要額調書（別紙様式2）とする。

(補助金の交付条件)

第3条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるものとする。

(補助事業の対象期間)

第4条 本事業の対象期間は、毎年度4月1日から翌年3月末日までとする。

(補助金の変更交付申請)

第5条 要項第5条第2項の変更申請書の提出部数は、1部とする。

2 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別紙様式3によるものとする。

3 要項第5条第2項の変更申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 高齢者相互支援事業補助金所要額変更調書（別紙様式4）

(2) 収入支出予算（見込）書抄本

(申請の取下げ)

第6条 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第7条 要項第9条第1項の実績報告書の提出部数は、1部とする。

2 要項第9条第2項の規定にかかわらず、規則第13条の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高齢者相互支援事業補助金精算書（別紙様式5）

(2) 高齢者相互支援事業実績報告書（別紙様式6）

(3) 収入支出決算（見込）書抄本

3 要項第9条第3項の提出期限は、交付決定のあった日の属する年度の3月末日とする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年12月5日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この要領は、平成25年7月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別紙様式 1 (第 2 条関係)

高齢者相互支援事業計画書

(事業計画書)		
科 目	金 額 (円)	積 算 内 訳 (円)
報償費		
賃金		
旅費		
需用費		
備品購入費		
役務費		
委託料		
使用料及び 賃借料		
合 計		

別紙様式2（第2条関係）

高齢者相互支援事業補助金所要額調書

（単位：円）

区 分	総事業費	寄付金その 他の収入	差 引 額 (A-B)	対 象 経 費 支出予定額	基 準 額	県 補 助 基 本 額	県 補 助 所 要 額	備 考
事業名	A	B	C	D	E	F	G	
高齢者相互 支援事業								

（注）B欄の「寄付金その他の収入」とは、寄附金及び臨時的な収入をいう。

（注）E欄の基準額は、別途通知する額とする。

F欄は、CとDとEとを比較して最も少ない額を記載のこと。

G欄は、F欄と同額を記載のこと。（千円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。）

別紙様式3（第5条関係）

高齢者相互支援事業変更計画書

(事業計画書)		
科 目	金 額 (円)	積 算 内 訳 (円)
報償費		
賃金		
旅費		
需用費		
備品購入費		
役務費		
委託料		
使用料及び 賃借料		
合 計		

(注) 変更箇所について、変更前の金額を上段（ ）書きで、変更後の金額を下段に記入すること。

別紙様式4（第5条関係）

高齢者相互支援事業補助金所要額変更調書

（単位：円）

区 分	総事業費	寄付金その他 の収入	差 引 額 (A-B)	対 象 経 費 支 出 予 定 額	基 準 額	県 補 助 基 本 額	県 補 助 所 要 額	備 考
事業名	A	B	C	D	E	F	G	
高齢者相互 支援事業								

（注）B欄の「寄付金その他の収入」とは、寄附金及び臨時的な収入をいう。

（注）E欄の基準額は、別途通知する額とする。

F欄は、CとDとEとを比較して最も少ない額を記載のこと。

G欄は、F欄と同額を記載のこと。（千円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。）

別紙様式5（第7条関係）

高齢者相互支援事業補助金精算書

（単位：円）

区 分	総事業費	寄附金その他の収入	差引額 (A-B)	対象経費 支出額	基準額	県補助 基本額	県補助 所要額	補助金交 付決定額	補助金 受入済額	差引 過不足額 (I-G)	備 考
事 業 名	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
高齢者相互支援事業											

（注） B欄の「寄付金その他の収入」とは、寄付金及び臨時的な収入をいう。

（注） E欄の基準額は、別途通知する額とする。

F欄は、CとDとEとを比較して最も少ない額を記載のこと。

G欄は、F欄と同額を記載のこと。（千円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。）

別紙様式6 (第7条関係)

高齢者相互支援事業実績報告書

(事業実施状況)		
科 目	金 額 (円)	積 算 内 訳 (円)
報償費		
賃金		
旅費		
需用費		
備品購入費		
役務費		
委託料		
使用料及び 賃借料		
合 計		

